

公共施設・空間を活かして

あなたのまちを盛り上げませんか？

～道路・公園・河川(河原)・公共施設の利用手続きガイド～

概要版



令和7年3月
群馬県県土整備部都市計画課

誰を対象とした手続きガイドですか？

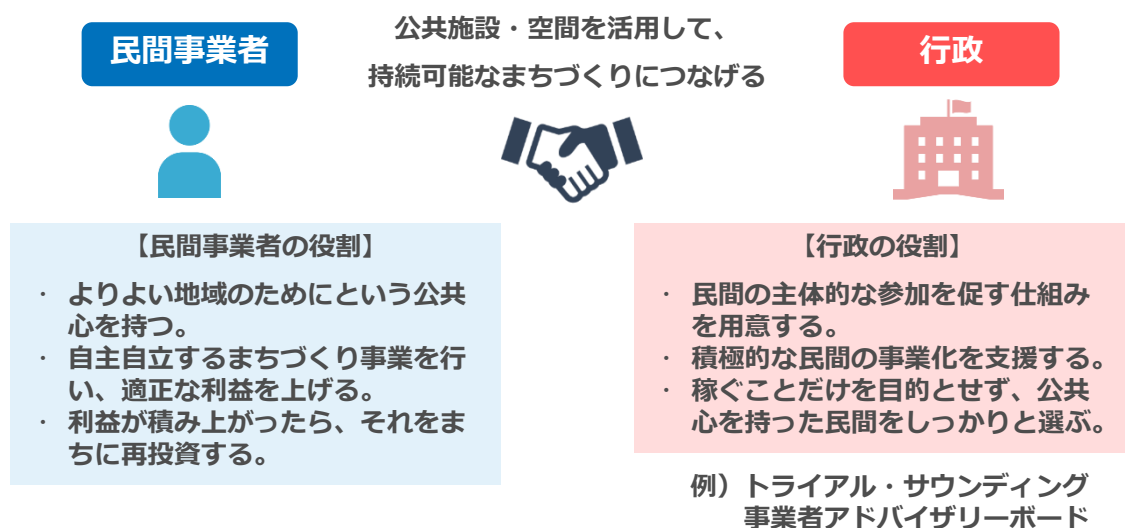
(本編P1)

まちを盛り上げるための事業を行う民間事業者のみなさん向けです

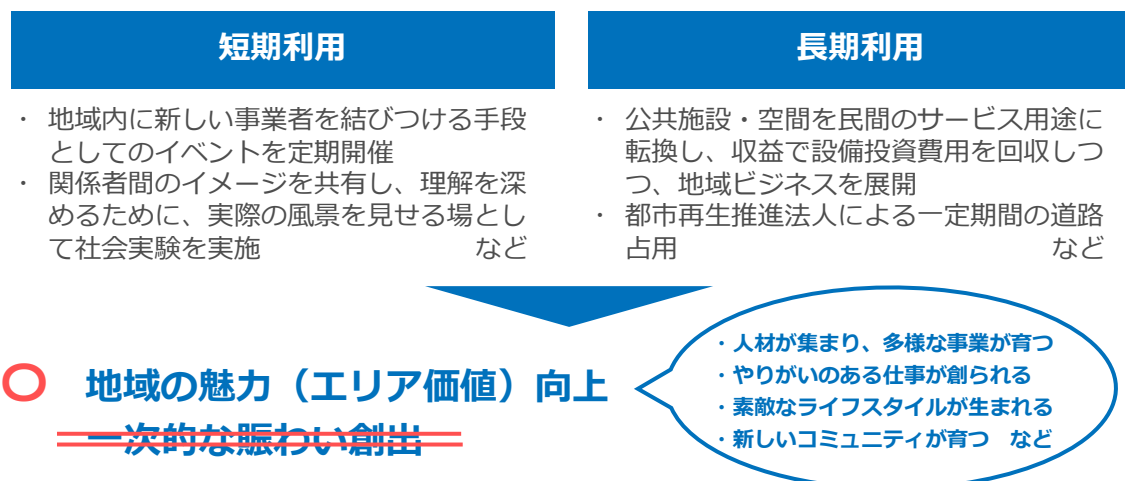
「公共施設・空間」というと、民間事業者の活用は難しいイメージが強いですが、近年は様々なアプローチによって活用が進んでいます。道路・公園をはじめとした公共施設・空間は、住民の身近な生活空間でもあるため、公共施設・空間の使われ方が変わると、まちや地域にも前向きなインパクトが生まれます。

そこで群馬県では、民間事業者による公共施設・空間の活用に興味を持ってもらうため、公共施設・空間の利用手続きガイドをつくりました。稼いで収支を回すという民間が得意なところは民間が行い、行政がこの動きを支援することで、民間主導の官民連携まちづくりを進めていきます。

ただし、稼ぐことだけが目的となって地域に悪影響を及ぼすことがないように、よりよい地域のためにという公共心を持った民間事業者を行政がしっかりと選ぶことも必要です。そのため、本ガイドは、自らが“主体的に”事業を実施することにより持続可能な地域の発展を目指している民間事業者を主な対象としています。



民間事業者と行政の役割分担



公共施設・空間の活用パターンの想定

試しに使える仕組みを用意しました

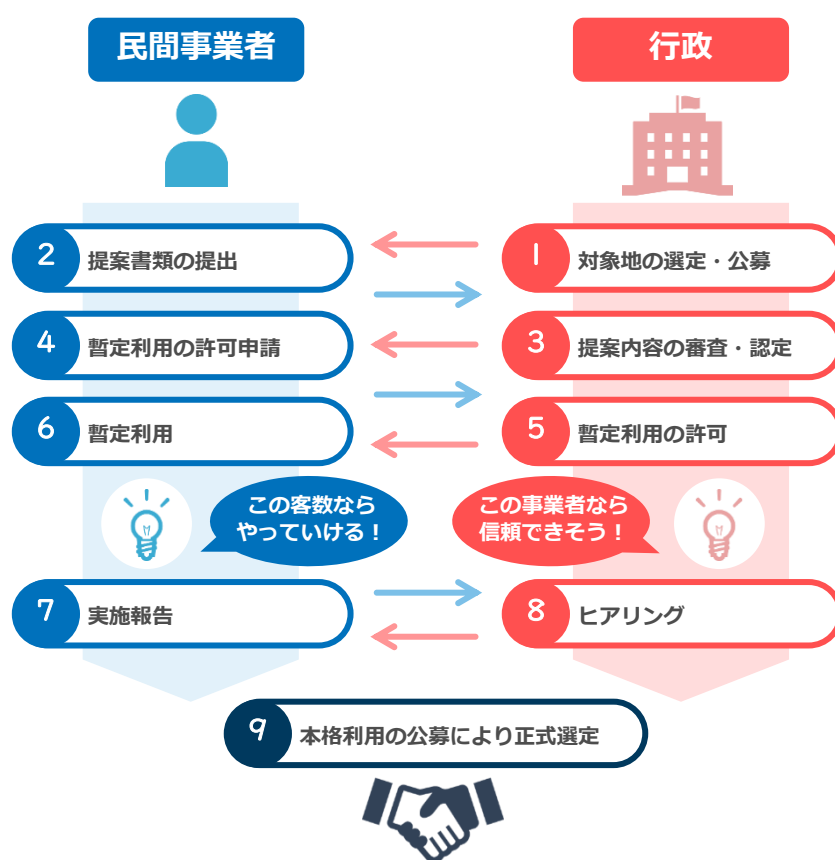
(本編P2～)

「ぐんまトライアル・サウンディング」で公共施設・空間が暫定利用できます

使いたい公共施設・空間があったとしても、どのようなお客さんがどのくらい来るのかわからなければ、事業を始めるのは難しいでしょう。そこで群馬県では、**お試し利用を促す新たな制度として、『ぐんまトライアル・サウンディング』**を実施しています。

トライアル・サウンディングとは、行政が保有する公共施設・空間の暫定利用を希望する民間事業者を募集し、一定期間、実際に使用してもらう制度です。

また、県民・民間・群馬県の三方にメリットが生まれる「“三方よし”の姿」を目指すため、次の基本原則に合致する公共施設・空間の活用を推進していきます。



ぐんまトライアル・サウンディングの流れ

公共施設・空間活用の基本原則

- ① 地域の魅力（エリア価値）向上につながる活用であること
- ② 県民・民間・群馬県の三方にメリットが生まれる活用であること
 - ・ 県民への多様なサービス提供の一助となるもの
 - ・ 民間の実施主体に利益をもたらす、持続可能なもの
 - ・ エリア価値の向上による税収増、利用料の納付又は維持管理費の低減につながるもの
- ③ 他の利用者の対象地利用（本来目的での利用）を著しく妨げるおそれがない活用であること

本格的に活用を進めるには？

公共性の高い場所を占有するため、必要な条件を確認しましょう

道路 の活用手続き

(本編P6～)

例えば道路では、道路占有許可と道路使用許可をとることで、軒先の歩道にテラス席を設置したり、歩道でカフェスタンドを運営したり、イベントを定期的で開催し続けることでマルシェをまちの日常の風景にしたりすることが可能です。



道路占有許可

道路に設備を設置したい
(継続して設置する場合)

道路使用許可

道路を交通以外の目的に使いたい
(短期イベントから継続使用まで全て)

窓口

所管土木事務所

所轄警察署

相談

審査基準に適合するか事前に相談し、必要書類や手続きの流れを事前に確認します。

審査基準に適合するか事前に相談し、必要書類や手続きの流れを事前に確認します。

申請

次の書類を提出します。
・道路占有許可申請書
・図面(位置図、平面図)
・地域代表者の同意書

次の書類を提出します。
・道路使用許可申請書※
・図面(位置図、平面図)
・道路使用の状況を明らかにする内容の書類
・地域代表者の同意書

審査

主な許可基準(全て満たす)

- ・地域(商店街、商工会、自治会等)の合意を得ている。
- ・2m(3.5m)以上の歩行空間が確保できる。

主な許可基準(全て満たす)

- ・地域活性化や賑わい創出等、経済活動に公益性がある。
- ・地域住民、道路利用者の合意を得ている。
- ・地方公共団体が関与している。

許可

許可書の交付

占用料の納付

許可書の交付

※ 道路使用許可申請時に申請手数料がかかります。

根拠法令
条例等

道路法
群馬県道路占有規則
群馬県道路占用料徴収条例

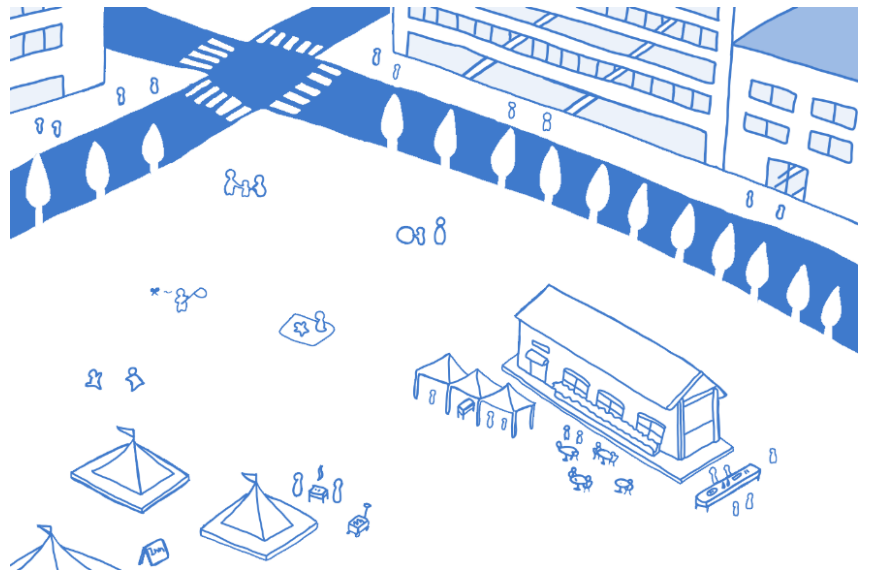
道路交通法
群馬県道路交通法施行細則

公園

の活用手続き (都市公園の場合)

(本編P10～)

例えば公園では、県立公園条例に基づく行為許可や都市公園法の公募設置管理制度(Park-PFI)に基づく設置許可を得ることで、臨時的なカフェの出店や常設のグランピング事業の運営といったことも可能になります。



行為許可

公園の一部を一時的に独占的に利用したい
(短期的な利用)

設置許可

公園の一部に施設を設置し、
空間を長期的に活用したい

窓口

各公園の指定管理者
(公園管理事務所)

相談

審査基準に適合するか事前に相談し、必要書類や手続きの流れを事前に確認します。

申請

次の書類を提出します。
・県立公園行為許可申請書
・図面(位置図、平面図)
・計画書
・役員一覧(一年を超える期間の場合)

審査

主な許可基準(全て満たす)

(物品販売等に関する条件)
・住民の休息、鑑賞、遊戯、運動その他のレクリエーション利用増進に資する。
・公園利用者に支障・危害を及ぼさず、公園管理を妨げない。
・地域貢献等の公共的な活動を営む団体である。
・公園内の売店や周辺店舗の支障になる物品の販売でない。

許可

使用料の納付

許可書の交付

根拠法令
条例等

群馬県立公園条例
群馬県立公園条例施行規則

各公園所管土木事務所
(前橋、高崎、太田、館林)

審査基準に適合するか事前に相談し、必要書類や
手続きの流れを事前に確認します。

次の書類を提出します。
・県立公園施設設置許可申請書
・図面(位置図、平面図)
・計画書
・役員一覧(一年を超える期間の場合)

主な許可基準(全て満たす)

・住民の休息、鑑賞、遊戯、運動その他のレクリエーション利用増進に資する施設である。
・公園の利用や管理に支障を及ぼすおそれがない。
・公募プロセスを経て選定された(知事が適当と認めた)もの。

使用料の納付

許可書の交付

都市公園法、都市公園法施行令
群馬県立公園条例
群馬県立公園条例施行規則

河川(河原) の活用手続き

(本編P15～)

河川敷地を継続的に利用できるのは、原則として公共目的の施設のみです。ただし、河川管理者が区域等を指定することで、営業活動を行う事業者等の河川敷地利用が特例として認められます。

この特例制度を使うことで、例えば河川敷でリバーサイドカフェやアウトドア라운ジの運営、ダム湖畔でアウトドアフィールド事業の展開といったことが可能になります。



ATTENTION

河川敷地の占用許可は、原則公的主体のみ

営業活動で継続使用する場合、占用を許可された公的主体（市町村等）から使用の承認を得るという2段階の手続きをとります。

河川敷地占用許可の特例

営業活動として敷地・設備を継続的に設置したい



所管土木事務所

窓口

河川占用許可の特例について、制度の内容を確認します。



広く地域の合意形成を図る必要があるため、市町村に相談します。



特例を活用する区域、占用施設、占用主体について、協議会等により地域の合意を形成します。
占用主体の条件（次のいずれか）

- ・公共性・公益性を有する主体（公的主体）
- ・営業活動を行う事業者等（公的主体や協議会等の調整や関与によることなく、河川管理者のみの判断で占用許可を行うもの。）

地域の合意の確認方法

- ・協議会の活用等により、区域、占用施設、占用主体について、適切であると認められたもの。
- ・協議会によること以外にも、地元市町村の同意など地域の合意が確認できる幅広い手法によることが可能。



河川管理者による都市・地域再生等利用区域の指定
占用許可の条件（河川敷地占用許可準則）

- ・特例を活用する区域、占用施設、占用主体について、地域の合意が図られていること。
- ・通常の占用許可でも満たすべき基準に該当すること。（治水上及び利水上の支障がないこと等）
- ・都市・地域の再生及び河川敷地の適正な利用に資すること。



河川管理者から公的主体へ占用許可



公的主体から民間事業者へ使用許可



占用料相当額の納付

相談

地域の合意形成

公的主体の占用許可

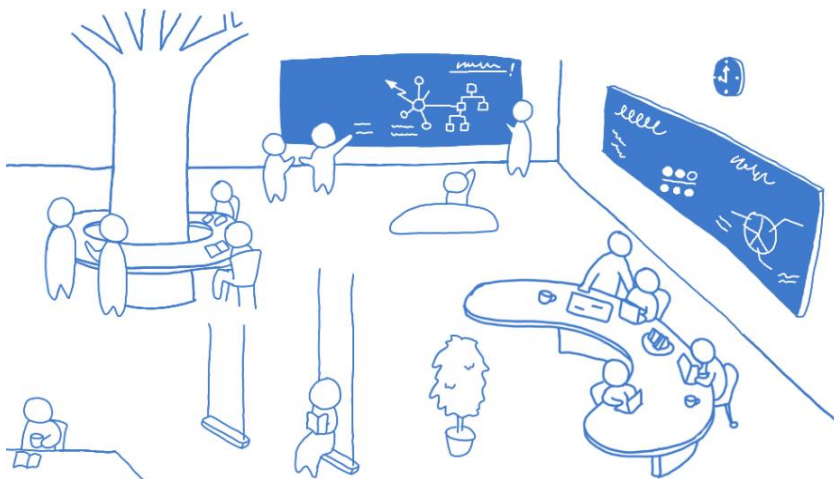
使用の承認

公共施設

の活用手続き (行政財産の場合)

(本編P20～)

例えば公共施設では、行政財産の使用許可によって、利用率の低い公共施設をレストラン、シェアオフィス、書店、フィットネスなど、様々な用途に利用している事例があります。



行政財産使用許可

土地や建物を使いたい

所管課・分掌者

窓口

相談

審査基準に適合するか事前に相談し、必要書類や手続きの流れを事前に確認します。

申請

次の書類を提出します。
・行政財産使用許可申請書
・図面（位置図、平面図、実測図）
・利用計画書

審査

主な許可基準（全て満たす）

- ・職員や施設利用者のために設置する、食堂・売店等の福利厚生施設である。
- ・その後の行政財産の使用に支障がない。

許可

許可書の交付

使用料の納付

根拠法令
条例等

地方自治法、群馬県行政財産使用料条例、群馬県公有財産事務取扱規則

付録 その他の必要許可

(本編P5,42～)

次の行為を行う場合は、それぞれの許可や届出についても確認する必要があります。

食品営業許可（申請先：所轄保健所）

飲食を提供する場合

1. 常設食品営業許可
固定店舗又はキッチンカーによる営業
2. 仮設食品営業許可
例) いわゆる露天商、的屋又は一次的に設置されるイベント用売店
3. 臨時出店の届出
例) 市町村民祭りや町内会盆踊りでの出店

露店等の開設の届出（届出先：所轄消防署）

調理を行う場合

屋外広告物許可（申請先：所管土木事務所）

看板やのぼりを設置する場合

旅館業の許可（申請先：所轄保健所）

宿泊サービスを提供する場合